

令和 7 年管シ第 40 号

令和 7 年 12 月 24 日

新潟県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会

会長 二階俊博

(公印省略)

農家負担金軽減支援対策事業実施要領の一部改正について

このことについて、別添のとおり農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 23.15 号農林水産省農村振興局長通知）の一部が改正されたので通知します。

これに伴い、「全国土地改良事業団体連合会土地改良負担金償還平準化事業利子補給金交付規程」第 3 の利子補給率が下記のとおりとなるので、御了知ください。

記

利子補給率	農業協同組合	3.25 %
	その他の融資機関	2.95 %

適用日 令和 7 年 12 月 18 日から



7 農振第 2140 号
令和 7 年 12 月 18 日

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

農林水産省農村振興局長

農家負担金軽減支援対策事業実施要領の一部改正について

農家負担金軽減支援対策事業の円滑な実施を図るため、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2305 号農林水産省農村振興局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので御了知願いたい。

なお、各都道府県土地改良事業団体連合会会長に対しては、必要に応じて貴職から通知願いたい。

農家負担金軽減支援対策事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2305号農村振興局長通知)の別紙1(土地改良負担金償還平準化事業に係る運用)の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

改 正 後			現 行		
期間	基準金利		期間	基準金利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関		農業協同組合	左記以外の融資機関
令和 6年11月18日から 令和 6年12月17日まで	2. 35%	2. 05%	令和 6年11月18日から 令和 6年12月17日まで	2. 35%	2. 05%
令和 6年12月18日から 令和 7年 2月19日まで	2. 45%	2. 15%	令和 6年12月18日から 令和 7年 2月19日まで	2. 45%	2. 15%
令和 7年 2月20日から 令和 7年 3月18日まで	2. 55%	2. 25%	令和 7年 2月20日から 令和 7年 3月18日まで	2. 55%	2. 25%
令和 7年 3月19日から 令和 7年 4月17日まで	2. 75%	2. 45%	令和 7年 3月19日から 令和 7年 4月17日まで	2. 75%	2. 45%
令和 7年 4月18日から 令和 7年 5月18日まで	2. 95%	2. 65%	令和 7年 4月18日から 令和 7年 5月18日まで	2. 95%	2. 65%
令和 7年 5月19日から 令和 7年 6月17日まで	2. 85%	2. 55%	令和 7年 5月19日から 令和 7年 6月17日まで	2. 85%	2. 55%
令和 7年 6月18日から 令和 7年 7月17日まで	3. 05%	2. 75%	令和 7年 6月18日から 令和 7年 7月17日まで	3. 05%	2. 75%
令和 7年 7月18日から 令和 7年 8月18日まで	2. 95%	2. 65%	令和 7年 7月18日から 令和 7年 8月18日まで	2. 95%	2. 65%
令和 7年 8月19日から 令和 7年 9月18日まで	3. 05%	2. 75%	令和 7年 8月19日から 令和 7年 9月18日まで	3. 05%	2. 75%
令和 7年 9月19日から 令和 7年12月17日まで	3. 15%	2. 85%	令和 7年 9月19日から	3. 15%	2. 85%
令和 7年12月18日から	<u>3. 25%</u>	<u>2. 95%</u>			

別紙 1（土地改良負担金償還平準化事業に係る運用）

第1 定義

この運用における定義は次のとおりとする。

- 1 「事業別年償還金」とは、県営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業等の事業ごとの年償還金をいう。
- 2 「合算年償還金」とは、平準化事業（要綱第3の1の（1）の事業をいう。以下同じ。）の対象となる事業地区に係る事業別年償還金を合算したものという。
- 3 「ピーク時合算年償還金」とは、平準化計画（要綱第5の6の計画をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする年度以降において最大となる合算年償還金をいう。
- 4 「ピーク時戸当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を平準化事業の対象となる事業地区の受益農家戸数で除した額をいう。
- 5 「ピーク時 10 アール当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を平準化事業の対象となる事業地区の受益面積で除して 10 アール当たりに換算した額をいう。

第2 土地改良区等

土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が平準化計画の申請を行う場合、要綱第3の1の（1）、第5及び第6の土地改良区等とは、土地改良区又は平準化計画に定められた借入主体をいう。

第3 平準化事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の（1）の農振興局長が定める土地改良事業等とは、平成2年3月31日まで（平成5年度のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れにより新たに農畜産物の輸入枠の設定又は輸入の自由化の影響を受ける作目及び輸入が急増している強化対象品目の作付面積の割合がその受益面積のおおむね3分の1以上となっている場合は、平成6年3月31日まで）に採択された以下の事業とする。
 - (1) 土地改良法に基づき公共事業として実施された土地改良事業（農業基盤整備費によるものに限る。）
 - (2) 独立行政法人水資源機構事業
 - (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業（農用地総合整備事業、農用地等緊急保全整備事業及び濃密生産団地建設事業によるものに限る。以下同じ。）
 - (4) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)、(2)及び(3)の事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業
- 2 要綱第3の2の（1）の農振興局長が定める負担金のうち、平準化事業に係る負担金とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
 - (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
 - (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
 - (4) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

第4 事業地区の要件

- 1 要綱第3の1の（1）の農振興局長が定める要件は、次のとおりとする。
 - (1) 平準化事業の対象となる事業に係る負担金の円滑な支払いが困難となっている地区であって、次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ① 当該事業地区における対象水田（水田農業経営確立対策実施要綱（平成12年

4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官依命通知。以下「水田要綱」という。) 第8の3の対象水田をいう。) の面積に占める転作等(水田要綱第8の4に定めるものをいう。)の面積の割合がおおむね30パーセント以上であること。

- ② 平準化事業の対象となる事業(以下「対象事業」という。)のうち、10アール当たり事業費が事業開始時の予定事業費に比べておおむね3倍以上になっているものがあること。
- ③ 対象事業のうち、その受益面積に占める農畜産物の輸入枠の拡大、輸入の自由化の影響を受ける作目及び輸入が急増している強化対象品目の作付面積の割合がおおむね3分の1以上となっているものがあること。
- ④ その他農業依存度等からみて農業情勢の変化により地域の農業経営が影響を受ける場合等、都道府県知事が地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)と協議して必要と認める事情があること。

(2) 当該事業地区について、次のいずれかに該当すること。

- ① ピーク時10アール当たり合算年償還金が3万円以上となること。ただし、北海道においては2万円以上となること。
- ② ピーク時戸当たり合算年償還金が20万円以上となること。ただし、北海道においては40万円以上となること。
- ③ ピーク時10アール当たり合算年償還金が、都道府県知事が地域の特別の事情を配慮し、地方農政局長と協議して認定する額(以下「特認額」という。)以上となること。

(3) 平準化事業を実施することにより、負担金の償還が確実になる見込みがあること。
2 1の(1)の④の必要と認める事情とは、例えば次のような事情をいう。

- (1) 当該事業地区において、専業農家及び第I種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね3分の1以上となること。
- (2) 対象事業の中に、工期が事業開始時の予定期間に比べておおむね2倍以上になっている事業又はやむを得ない事情により完了が著しく遅延している事業があること。
- (3) 当該事業地区において、ピーク時10アール当たり合算年償還金が10アール当たり小作料以上であり、かつ、利用権設定率がおおむね6パーセント以上であること。
- (4) 当該事業地区において、農家の10アール当たり農業所得に占めるピーク時10アール当たり合算年償還金の割合が事業開始時の割合を上回っており、かつ、その割合がおおむね20パーセント以上であること。

3 1の(2)の③の特別の事情とは、例えば次のような事情をいう。

- (1) 対象事業のうち、その受益面積に占める農畜産物の輸入枠の拡大、輸入の自由化の影響を受ける作目及び輸入が急増している強化対象品目の作付面積の割合がおおむね3分の1以上となっているものがあること。
- (2) 土地改良施設の維持管理費の合計が年10アール当たり5,000円を超える場合。
- (3) 当該事業地区において、専業農家及び第I種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね3分の1以上となること。

第5 平準化計画

1 平準化計画の作成

- (1) 要綱第5の6の平準化計画は別記様式第1号によるものとする。

(2) 平準化計画の作成に当たっては、都道府県土地改良事業団体連合会が行っている土地改良負担金積立等強化対策等の活用により、土地改良負担金の償還に関して多面的な検討を行うものとする。

2 平準化計画の申請

(1) 平準化計画の認定申請は、原則として 10 アール当たりの合算年償還金の額が平準化目標額を超える前年度に行うものとする。

(2) 土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が申請を行う場合にあっては、事業地区内の平準化事業の対象となった事業地区の受益者全員の同意を得て申請するものとする。

3 平準化目標額

要綱第 5 の (2) の平準化目標額とは、(1) の基準年償還額以上の額とする。ただし、基準年償還額が(2) の額を下回る場合は(2) の額以上の額とする。

(1) 基準年償還額は、次に掲げる額のうち最小となる額とする。

- ① 10 アール当たり 3 万円。ただし、北海道にあっては 2 万円
- ② 20 万円（北海道にあっては 40 万円）に平準化事業の対象となった事業地区的受益農家戸数を乗じ、当該事業地区的受益面積で除して 10 アール当たりに換算した額

③ 特認額

(2) ピーク時 10 アール当たり合算年償還金からおおむね 40 パーセントを限度として減じた額。

4 平準化目標額の特例

3 の定めにかかわらず、平準化事業の対象となった事業地区が次に掲げる要件を満たす場合にあっては、要綱第 5 の (2) の平準化目標額は、10 アール当たり 3 万円（北海道にあっては、2 万円）を下回らない範囲において、ピーク時 10 アール当たり合算年償還金からおおむね 50 パーセントを限度として減じた額とすることができます。

① 当該事業地区的面積の 2 分の 1 以上が次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

る法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域

② 当該事業地区をその区域に含む集落（農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 2 条第 4 項に定める農業集落とする。）の林野率が 50 パーセント以上であること。

③ 主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該事業地区の全農用地の面積のおおむね 50 パーセント以上であること。

5 農林水産省への報告

公募団体は、要綱第 5 の 7 の（5）（要綱第 5 の 7 の（7）で準じて取り扱う場合を含む。）の通知に併せて、認定の内容を農村振興局長に報告するものとする。

第 6 平準化資金

1 融資限度額

要綱第 5 の 3 の（1）の融資限度額は、平準化計画に定められた当該事業地区に係る合算年償還金に前年度以前の平準化資金に係る償還金を加えた額から、平準化目標額に平準化事業の対象となった事業地区の受益面積を乗じた額を減じた額の範囲内とする。

2 利子補給金の額

（1）要綱第 6 の 3 の（2）の利子補給金の額は、要綱第 3 の 1 の（1）の平準化資金の融資機関における融資平均残高に、利子補給の基準となる金利を乗じて得た額とする。

（2）前項の計算期間は、利子補給金を交付する年度の前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までとする。

（3）（1）の利子補給の基準となる金利は、別表のとおりとする。

第 7 その他

1 要綱第 5 の 5 の規定にかかわらず繰上償還が認められる場合は、例えば次に掲げる場合とする。

（1）当該土地改良区等の地区のうち、平準化事業の対象となった事業地区に係らない事業地区の償還金の繰上償還を行う場合。

（2）株式会社日本政策金融公庫等からの請求による繰上償還を行う場合。

2 要綱第 21 に基づく平準化事業の実績の報告については、別記様式第 2 号によるものとする。

別表

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成 2年 7月20日から 平成 2年 9月13日まで	7. 55%	7. 25%
平成 2年 9月14日から 平成 2年 12月10日まで	7. 75%	7. 45%
平成 2年12月11日から 平成 3年11月18日まで	8. 10%	7. 80%
平成 3年11月19日から 平成 3年12月19日まで	7. 75%	7. 45%
平成 3年12月20日から 平成 4年 3月12日まで	7. 50%	7. 20%
平成 4年 3月13日から 平成 4年12月 1日まで	7. 20%	6. 90%
平成 4年12月 2日から 平成 5年 6月 3日まで	6. 70%	6. 40%
平成 5年 6月 4日から 平成 5年12月26日まで	6. 40%	6. 10%
平成 5年12月27日から 平成 7年 8月 8日まで	5. 80%	5. 50%
平成 7年 8月 9日から 平成 7年11月 9日まで	4. 85%	4. 55%
平成 7年11月10日から 平成 7年12月 7日まで	4. 70%	4. 40%
平成 7年12月 8日から 平成 8年 4月14日まで	4. 50%	4. 20%
平成 8年 4月15日から 平成 8年 9月19日まで	4. 75%	4. 45%
平成 8年 9月20日から 平成 9年 2月 6日まで	4. 60%	4. 30%
平成 9年 2月 7日から 平成 9年 3月27日まで	4. 35%	4. 05%
平成 9年 3月28日から 平成 9年 4月22日まで	4. 20%	3. 90%
平成 9年 4月23日から 平成 9年 5月22日まで	4. 05%	3. 75%
平成 9年 5月23日から 平成 9年 6月30日まで	3. 90%	3. 60%
平成 9年 7月 1日から 平成 9年 7月24日まで	4. 35%	4. 05%
平成 9年 7月25日から 平成 9年 8月21日まで	4. 20%	3. 90%
平成 9年 8月22日から 平成 9年 9月23日まで	4. 05%	3. 75%
平成 9年 9月24日から 平成 9年10月26日まで	3. 75%	3. 45%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成 9年10月27日から 平成 9年11月19日まで	3. 60%	3. 30%
平成 9年11月20日から 平成10年 2月 5日まで	3. 30%	3. 00%
平成10年 2月 6日から 平成10年 3月 8日から	3. 15%	2. 85%
平成10年 3月 9日から 平成10年 3月16日まで	3. 45%	3. 15%
平成10年 3月17日から 平成10年 4月13日まで	3. 15%	2. 85%
平成10年 4月14日から 平成10年 6月15日まで	3. 00%	2. 70%
平成10年 6月16日から 平成10年 8月30日まで	2. 75%	2. 45%
平成10年 8月31日から 平成10年 9月17日まで	2. 90%	2. 60%
平成10年 9月18日から 平成10年10月21日まで	2. 60%	2. 30%
平成10年10月22日から 平成11年 1月 5日まで	2. 10%	1. 80%
平成11年 1月 6日から 平成11年 2月11日まで	2. 00%	1. 70%
平成11年 2月12日から 平成11年 2月21日まで	3. 30%	3. 00%
平成11年 2月22日から 平成11年 4月26日まで	3. 15%	2. 85%
平成11年 4月27日から 平成11年 5月24日まで	3. 00%	2. 70%
平成11年 5月25日から 平成11年 6月15日まで	2. 60%	2. 30%
平成11年 6月16日から 平成11年 8月 2日まで	2. 45%	2. 15%
平成11年 8月 3日から 平成11年 9月27日まで	3. 00%	2. 70%
平成11年 9月28日から 平成11年10月19日まで	3. 15%	2. 85%
平成11年10月20日から 平成11年11月28日まで	2. 90%	2. 60%
平成11年11月29日から 平成12年 1月 6日まで	3. 05%	2. 75%
平成12年 1月 7日から 平成12年 2月 1日まで	3. 15%	2. 85%
平成12年 2月 2日から 平成12年 2月20日まで	3. 05%	2. 75%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成12年 2月21日から 平成12年 3月26日まで	2. 95%	2. 65%
平成12年 3月27日から 平成12年 4月20日まで	3. 05%	2. 75%
平成12年 4月21日から 平成12年 5月24日まで	3. 15%	2. 85%
平成12年 5月25日から 平成12年 6月18日まで	3. 05%	2. 75%
平成12年 6月19日から 平成12年 9月24日まで	2. 95%	2. 65%
平成12年 9月25日から 平成12年 10月25日まで	3. 05%	2. 75%
平成12年 10月26日から 平成12年 12月17日まで	3. 15%	2. 85%
平成12年 12月18日から 平成13年 1月31日まで	3. 05%	2. 75%
平成13年 2月 1日から 平成13年 2月25日まで	2. 85%	2. 55%
平成13年 2月26日から 平成13年 3月18日まで	2. 75%	2. 45%
平成13年 3月19日から 平成13年 4月 1日まで	2. 65%	2. 35%
平成13年 4月 2日から 平成13年 5月17日まで	2. 35%	2. 05%
平成13年 5月18日から 平成13年 5月31日まで	2. 65%	2. 35%
平成13年 6月 1日から 平成13年 7月 2日まで	2. 55%	2. 25%
平成13年 7月 3日から 平成13年 8月13日まで	2. 45%	2. 15%
平成13年 8月14日から 平成14年 2月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成14年 2月20日から 平成14年 4月 1日まで	2. 85%	2. 55%
平成14年 4月 2日から 平成14年 7月 4日まで	2. 75%	2. 45%
平成14年 7月 5日から 平成14年 10月31日まで	2. 55%	2. 25%
平成14年 11月 1日から 平成14年 12月 2日まで	2. 35%	2. 05%
平成14年 12月 3日から 平成15年 2月19日まで	2. 25%	1. 95%
平成15年 2月20日から 平成15年 3月18日まで	2. 15%	1. 85%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成15年 3月19日から 平成15年 4月17日まで	2. 05%	1. 75%
平成15年 4月18日から 平成15年 5月22日まで	1. 95%	1. 65%
平成15年 5月23日から 平成15年 7月17日まで	1. 75%	1. 45%
平成15年 7月18日から 平成15年 8月19日まで	2. 25%	1. 95%
平成15年 8月20日から 平成15年 9月18日まで	2. 15%	1. 85%
平成15年 9月19日から 平成15年 10月20日まで	2. 75%	2. 45%
平成15年 10月21日から 平成15年 11月20日まで	2. 55%	2. 25%
平成15年 11月21日から 平成15年 12月17日まで	2. 75%	2. 45%
平成15年 12月18日から 平成16年 1月25日まで	2. 65%	2. 35%
平成16年 1月26日から 平成16年 2月18日まで	2. 55%	2. 25%
平成16年 2月19日から 平成16年 3月17日まで	2. 45%	2. 15%
平成16年 3月18日から 平成16年 4月20日まで	2. 65%	2. 35%
平成16年 4月21日から 平成16年 7月21日まで	2. 75%	2. 45%
平成16年 7月22日から 平成16年 9月20日まで	3. 05%	2. 75%
平成16年 9月21日から 平成16年 10月20日まで	2. 75%	2. 45%
平成16年 10月21日から 平成16年 11月17日まで	2. 85%	2. 55%
平成16年 11月18日から 平成16年 12月19日まで	2. 75%	2. 45%
平成16年 12月20日から 平成17年 2月20日まで	2. 65%	2. 35%
平成17年 2月21日から 平成17年 3月17日まで	2. 55%	2. 25%
平成17年 3月18日から 平成17年 4月19日まで	2. 75%	2. 45%
平成17年 4月20日から 平成17年 5月24日まで	2. 65%	2. 35%
平成17年 5月25日から 平成17年 8月17日まで	2. 55%	2. 25%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成17年 8月18日から 平成17年 9月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成17年 9月20日から 平成17年 10月19日まで	2. 55%	2. 25%
平成17年 10月20日から 平成18年 1月25日まで	2. 75%	2. 45%
平成18年 1月26日から 平成18年 2月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成18年 2月20日から 平成18年 4月18日まで	2. 85%	2. 55%
平成18年 4月19日から 平成18年 5月23日まで	3. 05%	2. 75%
平成18年 5月24日から 平成18年 7月19日まで	3. 15%	2. 85%
平成18年 7月20日から 平成18年 8月17日まで	3. 25%	2. 95%
平成18年 8月18日から 平成18年 9月20日まで	3. 15%	2. 85%
平成18年 9月21日から 平成18年 12月19日まで	2. 95%	2. 65%
平成18年 12月20日から 平成19年 1月24日まで	2. 85%	2. 55%
平成19年 1月25日から 平成19年 6月19日まで	2. 95%	2. 65%
平成19年 6月20日から 平成19年 7月18日まで	3. 05%	2. 75%
平成19年 7月19日から 平成19年 8月19日まで	3. 15%	2. 85%
平成19年 8月20日から 平成19年 9月19日まで	3. 05%	2. 75%
平成19年 9月20日から 平成19年 10月17日まで	2. 85%	2. 55%
平成19年 10月18日から 平成19年 11月18日まで	2. 95%	2. 65%
平成19年 11月19日から 平成19年 12月18日まで	2. 85%	2. 55%
平成19年 12月19日から 平成20年 3月18日まで	2. 75%	2. 45%
平成20年 3月19日から 平成20年 4月17日まで	2. 65%	2. 35%
平成20年 4月18日から 平成20年 5月22日まで	2. 75%	2. 45%
平成20年 5月23日から 平成20年 6月17日まで	2. 95%	2. 65%
平成20年 6月18日から 平成20年 7月17日まで	3. 05%	2. 75%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成20年 7月18日から 平成20年 8月19日まで	2. 95%	2. 65%
平成20年 8月20日から 平成20年 9月18日まで	2. 85%	2. 55%
平成20年 9月19日から 平成20年 10月20日まで	2. 75%	2. 45%
平成20年 10月21日から 平成20年 12月17日まで	2. 85%	2. 55%
平成20年 12月18日から 平成21年 1月25日まで	2. 75%	2. 45%
平成21年 1月26日から 平成21年 4月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成21年 4月20日から 平成21年 5月26日まで	2. 75%	2. 45%
平成21年 5月27日から 平成21年 7月20日まで	2. 85%	2. 55%
平成21年 7月21日から 平成21年 9月17日まで	2. 75%	2. 45%
平成21年 9月18日から 平成21年 11月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成21年 11月20日から 平成21年 12月17日まで	2. 75%	2. 45%
平成21年 12月18日から 平成22年 1月21日まで	2. 65%	2. 35%
平成22年 1月22日から 平成22年 5月25日まで	2. 75%	2. 45%
平成22年 5月26日から 平成22年 7月21日まで	2. 65%	2. 35%
平成22年 7月22日から 平成22年 8月17日まで	2. 45%	2. 15%
平成22年 8月18日から 平成22年 9月20日まで	2. 35%	2. 05%
平成22年 9月21日から 平成22年 10月24日まで	2. 45%	2. 15%
平成22年 10月25日から 平成22年 11月17日まで	2. 25%	1. 95%
平成22年 11月18日から 平成22年 12月19日まで	2. 35%	2. 05%
平成22年 12月20日から 平成23年 2月20日まで	2. 55%	2. 25%
平成23年 2月21日から 平成23年 5月26日まで	2. 65%	2. 35%
平成23年 5月27日から 平成23年 8月17日まで	2. 55%	2. 25%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成23年 8月18日から 平成23年10月19日まで	2. 45%	2. 15%
平成23年10月20日から 平成23年12月18日まで	2. 35%	2. 05%
平成23年12月19日から 平成24年 1月26日まで	2. 45%	2. 15%
平成24年 1月27日から 平成24年 4月17日まで	2. 35%	2. 05%
平成24年 4月18日から 平成24年 5月22日まで	2. 45%	2. 15%
平成24年 5月23日から 平成24年 8月19日まで	2. 25%	1. 95%
平成24年 8月20日から 平成24年 9月19日まで	2. 15%	1. 85%
平成24年 9月20日から 平成24年12月18日まで	2. 25%	1. 95%
平成24年12月19日から 平成25年 1月23日まで	2. 15%	1. 85%
平成25年 1月24日から 平成25年 2月20日まで	2. 35%	2. 05%
平成25年 2月21日から 平成25年 3月20日まで	2. 25%	1. 95%
平成25年 3月21日から 平成25年 4月17日まで	2. 15%	1. 85%
平成25年 4月18日から 平成25年 5月19日まで	1. 95%	1. 65%
平成25年 5月20日から 平成25年 6月18日まで	2. 05%	1. 75%
平成25年 6月19日から 平成25年 7月18日まで	2. 25%	1. 95%
平成25年 7月19日から 平成25年 8月18日まで	2. 35%	2. 05%
平成25年 8月19日から 平成25年10月20日まで	2. 25%	1. 95%
平成25年10月21日から 平成26年 2月19日まで	2. 05%	1. 75%
平成26年 2月20日から 平成26年 3月18日まで	1. 95%	1. 65%
平成26年 3月19日から 平成26年 7月17日まで	2. 05%	1. 75%
平成26年 7月18日から 平成26年11月19日まで	1. 95%	1. 65%
平成26年11月20日から 平成27年 1月21日まで	1. 85%	1. 55%
平成27年 1月22日から 平成27年 2月18日まで	1. 65%	1. 35%

期 間	基準金利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成27年 2月19日から 平成27年 3月17日まで	1. 75%	1. 45%
平成27年 3月18日から 平成27年 4月19日まで	1. 85%	1. 55%
平成27年 4月20日から 平成27年 5月26日まで	1. 75%	1. 45%
平成27年 5月27日から 平成27年 8月18日まで	1. 85%	1. 55%
平成27年 8月19日から 平成28年 1月20日まで	1. 75%	1. 45%
平成28年 1月21日から 平成28年 2月18日まで	1. 65%	1. 35%
平成28年 2月19日から 平成28年 3月17日まで	1. 50%	1. 20%
平成28年 3月18日から 平成28年 4月19日まで	1. 30%	1. 00%
平成28年 4月20日から 平成28年 9月19日まで	1. 20%	0. 90%
平成28年 9月20日から 平成28年 10月19日まで	1. 30%	1. 00%
平成28年 10月20日から 平成28年 11月23日まで	1. 20%	0. 90%
平成28年 11月24日から 平成28年 12月18日まで	1. 15%	0. 85%
平成28年 12月19日から 平成29年 2月19日まで	1. 40%	1. 10%
平成29年 2月20日から 平成29年 3月20日まで	1. 50%	1. 20%
平成29年 3月21日から 平成30年 8月19日まで	1. 40%	1. 10%
平成30年 8月20日から 平成30年 12月18日まで	1. 50%	1. 20%
平成30年 12月19日から 平成31年 2月20日まで	1. 40%	1. 10%
平成31年 2月21日から 令和 元年 7月18日まで	1. 30%	1. 00%
令和 元年 7月19日から 令和 元年 9月18日まで	1. 15%	0. 85%
令和 元年 9月19日から 令和 元年 10月20日まで	1. 10%	0. 80%
令和 元年 10月21日から 令和 元年 12月17日まで	1. 15%	0. 85%
令和 元年 12月18日から 令和 2年 2月19日まで	1. 30%	1. 00%

期 間	基準金利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
令和 2年 2月 20日から 令和 2年 4月 19日まで	1. 20%	0. 90%
令和 2年 4月 20日から 令和 2年 7月 19日まで	1. 30%	1. 00%
令和 2年 7月 20日から 令和 2年 12月 17日まで	1. 40%	1. 10%
令和 2年 12月 18日から 令和 3年 2月 18日まで	1. 30%	1. 00%
令和 3年 2月 19日から 令和 3年 8月 18日まで	1. 40%	1. 10%
令和 3年 8月 19日から 令和 3年 10月 17日まで	1. 30%	1. 00%
令和 3年 10月 18日から 令和 4年 3月 17日まで	1. 40%	1. 10%
令和 4年 3月 18日から 令和 4年 7月 18日まで	1. 55%	1. 25%
令和 4年 7月 19日から 令和 4年 8月 18日まで	1. 65%	1. 35%
令和 4年 8月 19日から 令和 4年 9月 19日まで	1. 55%	1. 25%
令和 4年 9月 20日から 令和 4年 10月 19日まで	1. 65%	1. 35%
令和 4年 10月 20日から 令和 4年 11月 17日まで	1. 75%	1. 45%
令和 4年 11月 18日から 令和 4年 12月 18日まで	1. 85%	1. 55%
令和 4年 12月 19日から 令和 5年 1月 18日まで	1. 75%	1. 45%
令和 5年 1月 19日から 令和 5年 2月 19日まで	1. 85%	1. 55%
令和 5年 2月 20日から 令和 5年 3月 19日まで	1. 95%	1. 65%
令和 5年 3月 20日から 令和 5年 4月 18日まで	2. 05%	1. 75%
令和 5年 4月 19日から 令和 5年 5月 17日まで	1. 75%	1. 45%
令和 5年 5月 18日から 令和 5年 6月 18日まで	1. 85%	1. 55%
令和 5年 6月 19日から 令和 5年 8月 20日まで	1. 75%	1. 45%
令和 5年 8月 21日から 令和 5年 9月 18日まで	1. 85%	1. 55%

令和 5年 9月19日から 令和 5年10月18日まで	2. 05%	1. 75%
令和 5年10月19日から 令和 5年11月19日まで	2. 15%	1. 85%
令和 5年11月20日から 令和 5年12月17日まで	2. 25%	1. 95%
令和 5年12月18日から 令和 6年 1月17日まで	2. 15%	1. 85%
令和 6年 1月18日から 令和 6年 2月19日まで	2. 05%	1. 75%
令和 6年 2月20日から 令和 6年 5月19日まで	2. 15%	1. 85%
令和 6年 5月20日から 令和 6年 6月18日まで	2. 25%	1. 95%
令和 6年 6月19日から 令和 6年 9月18日まで	2. 45%	2. 15%
令和 6年 9月19日から 令和 6年10月20日まで	2. 35%	2. 05%
令和 6年10月21日から 令和 6年11月17日まで	2. 25%	1. 95%
令和 6年11月18日から 令和 6年12月17日まで	2. 35%	2. 05%
令和 6年12月18日から 令和 7年 2月19日まで	2. 45%	2. 15%
令和 7年 2月20日から 令和 7年 3月18日まで	2. 55%	2. 25%
令和 7年 3月19日から 令和 7年 4月17日まで	2. 75%	2. 45%
令和 7年 4月18日から 令和 7年 5月18日まで	2. 95%	2. 65%
令和 7年 5月19日から 令和 7年 6月17日まで	2. 85%	2. 55%
令和 7年 6月18日から 令和 7年 7月17日まで	3. 05%	2. 75%
令和 7年 7月18日から 令和 7年 8月18日まで	2. 95%	2. 65%
令和 7年 8月19日から 令和 7年 9月18日まで	3. 05%	2. 75%
令和 7年 9月19日から 令和 7年12月17日まで	3. 15%	2. 85%
令和 7年12月18日から	3. 25%	2. 95%